

中城村立中学校整備事業
実施方針、要求水準書（案）の修正について
【新旧対応表】

令和6年4月15日
中 城 村

実施方針の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	項目等	旧	新
1	14	第2	3	(3)		イ		設計業務を行う者の資格	平成21年4月1日以降に、延べ面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000m ² 以上の官公庁が発注した学校の基本設計及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であること。	平成21年4月1日以降に、延べ面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000m ² 以上の官公庁が発注した小学校又は中学校(義務教育学校及び小中一体型の学校を含む)の基本設計及び実施設計業務について履行を完了した実績を有する者であること。
2	14	第2	3	(5)		イ		工事監理業務を行う者の資格	平成21年4月1日以降に、延床面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000m ² 以上の官公庁が発注した学校の建築一式工事(改修工事を除く。)に係る工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。	平成21年4月1日以降に、延床面積(新築、改築、増築部分の面積)2,000m ² 以上の官公庁が発注した小学校又は中学校(義務教育学校及び小中一体型の学校を含む)の建築一式工事(改修工事を除く。)に係る工事監理業務について履行を完了した実績を有する者であること。

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
1	10	第2	1					設計業務における基本的な考え方	—	以下の内容を追加 『文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(最終報告)」等を参考に、現代の学習環境に見合った設計とすること。』
2	10	第2	1	(1)	①		(a)	全体配置・動線	隣接する中城ひらやすこども園への日陰・圧迫感に配慮した配置計画とし、原則こども園側へ近接しない配置とすること。	隣接する中城ひらやすこども園への日陰・圧迫感に配慮した配置計画とし、原則こども園側へ近接しない配置とすること。 <u>また、本事業予定地と中城ひらやすこども園敷地との敷地境界の水路の維持管理がしやすい配置とすること。</u>
3	11	第2	1	(1)	①		(p)	全体配置・動線	なお、現位置からの移転も可能であるが、事業者の責任により、農業用水路の利用者の合意を得ること。	なお、現位置からの移転も可能であるが、事前に本村の関係課と協議し、事業者の責任により、農業用水路の利用者の合意を得ること。
4	14	第2	1	(1)	③	ウ	(i)	内装	—	建物内において、配管や配線等が見えるような計画とする場合には、色彩等の工夫により目立たないものとすること。
5	14	第2	1	(1)	③	ウ	(j)	内装	校舎棟内は土足利用を基本とし、保健室及び屋内運動場は内履きに履き替えて利用する計画とする。保健室には、室内に土間スペースを設けて履き替えるものとし、屋内運動場には、屋内運動場玄関を設けて履き替えるものとする。	校舎棟内は土足利用を基本とし、保健室、 <u>地域連携室</u> 及び屋内運動場は内履きに履き替えて利用する計画とする。保健室及び <u>地域連携室</u> には、室内に土間スペースを設けて履き替えるものとし、屋内運動場には、屋内運動場玄関を設けて履き替えるものとする。
6	25	第2	2	(2)	①			共通事項	—	共通事項に関する内容として(a)~(g)を追加
7	30	第2	2	(2)	④	ク	(e)	図書室	共用スペースと複合した計画は不可とし、独立した諸室として計画すること。	共用スペースと複合した計画とする場合には、生徒が学習するためのスペースを独立した諸室として計画すること。また、生徒が学校生活において目につきやすい位置に配置するとともに、昇降口玄関付近など、書籍等を汚損する可能性の高い場所への配置を避けること。
8	31	第2	2	(2)	⑤	ウ	(d)	事務室	—	流し・湯沸かし器、ミニキッチン等の設備を設けること。
9	33	第2	2	(2)	⑤	ク	(b)	給湯室	流し・湯沸かし器、 <u>ミニキッチン</u> 、製氷機等の設備を設けること。	流し・湯沸かし器、 <u>キッチン(ガスコンロ付き)</u> 、製氷機等の設備を設けること。
10	35	第2	2	(2)	⑥	ウ	(b)	地域連携室	校舎側へ直接出入り出来ない計画とし、管理区分を明確にすること。	校舎側へ直接出入り出来ない計画とし、管理区分を明確にすること。 <u>なお、校舎と別棟での計画も可とする。</u>
11	35	第2	2	(2)	⑥	ウ	(d)	地域連携室	—	下足を履き替えるための土間スペースを設けるとともに、下足入れを設けること。
12	35	第2	2	(2)	⑥	エ	(c)	生徒更衣室	LGBTQに配慮した計画とすること。	LGBTQに配慮した計画とすることが望ましい。
13	36	第2	2	(2)	⑦	エ	(b)	廊下階段	—	本施設を分棟配置とする場合の渡り廊下も含め、建物内の廊下や階段は全て屋内空間として計画すること。
14	38	第2	2	(2)	⑦	オ	(l)	トイレ	LGBTQに配慮した計画とすること。	LGBTQに配慮した計画とすることが望ましい。

要求水準書(案)及び別添資料の修正内容

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	旧	新
15	40	第2	2	(2)	⑧	オ	(a)	ステージ	アリーナの短手側にステージを設けること。	<u>式典等に使用するため、アリーナの短手側に奥行6m程度のステージを設けること。</u>
16	42	第2	2	(2)	⑨	ア	(e)	グラウンド	—	走り幅跳び用の砂場を設置し、助走路を確保すること。
17	46	第2	3	(6)				基本設計及び実施設計に係る書類の提出	なお、基本設計・実施設計における各提出書類は、平成三十一年国土交通省告示第九十八号別添一、二及び二の口 成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとすること(展開図と平面詳細図は全室を対象とする。)。	なお、基本設計・実施設計における各提出書類は、令和六年一月九日国土交通省告示第八号別添一、二及び二の口 成果図書に記されている成果図書の内容以上のものとすること(展開図と平面詳細図は全室を対象とする。)。
18	資料3								—	図中に以下の内容を記載 ・24号農道←敷地南東側道路 ・村道安里中央線←敷地南西側道路
19	資料5								—	(*5)備考欄に記載されたものは必須事項とする
20	資料5							特別支援学級(108m ²)の備考: 手洗い設置、1室には介助用トイレ(個室)、シャワーを設置	特別支援学級(108m ²)の備考: 手洗い設置、ミニキッチン(コンロ無)設置、8畳程度の畳張りスペースを設置、1室には介助用トイレ(個室)、シャワーを設置	
21	資料5							職員室の備考: 総合制御盤設置による集中管理可能とする(照明、防災、火報、空調、施錠、ITVなど)、親時計設置、校内音声放送設備設置(リモコンマイク)	職員室の備考: 総合制御盤設置による集中管理可能とする(照明、防災、火報、空調、施錠、ITVなど)、親時計設置、冷蔵庫設置、校内音声放送設備設置(リモコンマイク)	
22	資料5							体育教官室の備考: 6名以上の常駐利用、ミニキッチン(コンロ無)設置	体育教官室の備考: 6名以上の常駐利用、ミニキッチン(コンロ無)設置、冷蔵庫設置	
23	資料5							アリーナの面積:適宜	アリーナの面積:1440m ²	
24	資料5							サブアリーナの面積:適宜	サブアリーナの面積:945m ²	
25	資料5							体育教官室の面積:適宜	体育教官室の面積:52m ²	
26	資料6							—	体育教官室の備品に以下を追加 ・冷蔵庫(225L)	